

国際園芸博覧会におけるサステナビリティ戦略策定等業務委託のプロポーザルに係る
提案書評価基準

表 1 の評価項目及び配点ウェイトのもと、評価を行います。
各評価項目の評価の着目点は表 2 のとおりとします。

表 1 基本的事項

評価項目 (配点)	評価の着目点		配点	評価	評価点
業務実績 (40 点)	管理技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	20		
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	20		
提案内容 (60 点)	本業務全体の実施方針、体制、進め方、工程について、本博覧会が 目指す目標像や AIPH が提示しているサステナビリティポリシー等 を十分に理解した上で、提案されているか		20		
	本博覧会におけるイベントの持続可能性に関するマネジメントシ ステムの構築に向けた支援内容について、次の内容を含めて、想定 される事例を交えながら具体的な提案がされているか。 ・ AIPH の要求事項を満たすマネジメントシステムの考え方 ・ 有識者からの意見聴取を含む策定の進め方 ・ 博覧会閉会までを見据えたマネジメントシステムの運用方法 (詳細工程含む) ・ マネジメントシステムの構築に関し、基準等に適合させていく上 で生じると考えられる課題と、課題解決に向けた検討の視点や調 整の進め方		20		
	本博覧会における調達基準の策定に向けた支援内容について、次の 内容を含めて、想定される事例を交えながら具体的な提案がされて いるか。特に、展示する植物の調達基準については、技術的・法的 な課題等を明確にした提案がされているか。 ・ AIPH の要求事項を満たすための考え方 ・ 有識者からの意見聴取を含む策定の進め方 ・ 博覧会事業の関係者（調達先となる事業者を含む）が策定された 基準に適合していく上で生じると考えられる課題と、課題解決に 向けた検討の視点や調整の進め方		20		
ヒアリング (60 点)	理解力や専門技術力があるか		30		
	取り組み意欲が感じられるか		30		
ワーク・ライ フ・バランス に関する取組 等 (6 点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従 業員 101 人未満の場合のみ加算）		1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事 業主行動計画の策定（従業員 301 人未満の場合のみ加算）		1		
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）の取得、		1		

	又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得			
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している（従業員 43.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満）	1		
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得	1		
評価点の合計（166 点）				

評価方法

- (1) 業務実績は、A、C、E の 3 段階評価を行う。
- (2) 提案内容及びヒアリングは、A、B、C、D、E の 5 段階評価を行う。
- (3) 評価点については、次のように配点を行う。
配点に A = 5 / 5、B = 4 / 5、C = 3 / 5、D = 2 / 5、E = 1 / 5 を乗じて算出する。
ア 業務実績の各項目
配点 20 点 A = 20 点、C = 12 点、E = 4 点
イ 提案内容及びヒアリング
配点 20 点 A = 20 点、B = 16 点、C = 12 点、D = 8 点、E = 4 点
配点 30 点 A = 30 点、B = 24 点、C = 18 点、D = 12 点、E = 6 点
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、各項目を 1 つ満たすごとに 1 点を加算する。
- (5) 提案内容とヒアリングの評価項目において、D、E 評価のあるものは原則として選定しない。
- (6) 評価点について最上位の者が 2 者以上同点となった場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- (7) 業務実績及びワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、1 者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (8) 提案内容及びヒアリングは、1 者ごとに各評価委員が評価を行う。
- (9) 業務実績、提案内容、ヒアリング及びワーク・ライフ・バランスに関する取組等の評価点の合計を評価委員全員分集計し、その合計点を当該提案者の評価結果とする。
- (10) 評価点は、評価委員 1 名につき満点で 166 点とし、評価委員全員の合計で 166 点 × 5 名 = 830 点で満点とする。
- (11) 共同企業体を組成する場合、業務実績は、1 者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (12) 共同企業体を組成する場合、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、代表者たる構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (13) 評価委員が欠席した際には、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
- (14) ヒアリングを実施しなかった場合には、ヒアリングに関する評価は C（30 点 × 3 / 5 = 18 点）とする。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		A	B	C	D	E
業務実績	管理技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	ISOの取得支援業務、又は自らが取得した実績及び持続可能性やSDGsなどに係る計画策定等、又はこれに類する業務実績（履行中の実績も可とする）を有する		ISOの取得支援業務、又は自らが取得した実績又は持続可能性やSDGsなどに係る計画策定等、又はこれに類する業務実績（履行中の実績も可とする）のいずれか一方の業務実績を有する		A又はCに該当しない
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	ISOの取得支援業務、又は自らが取得した実績及び持続可能性やSDGsなどに係る計画策定等、又はこれに類する業務実績（履行中の実績も可とする）を有する		ISOの取得支援業務、又は自らが取得した実績又は持続可能性やSDGsなどに係る計画策定等、又はこれに類する業務実績（履行中の実績も可とする）のいずれか一方の業務実績を有する		A又はCに該当しない
提案内容	本業務全体の実施方針、体制、進め方、工程について、本博覧会が目指す目標像やAIPHが提示しているサステナビリティポリシー等を十分に理解した上で、提案されているか		十分な理解に基づいた明確な提案である	一定程度の理解に基づいた明確な提案である	どちらともいえない	理解がやや乏しい提案で、妥当性に欠ける	理解が乏しく、妥当ではない
	本博覧会におけるイベントの持続可能性に関するマネジメントシステムの構築に向けた支援内容について、次の内容を含めて、想定される事例を交えながら具体的な提案がされているか。 ・AIPHの要求事項を満たす		適切な事例が示された明確な事業プランで、検討の視点と方向性は具体的で実現性が高い、かつ創	事例が示された一定程度明確な事業プランで、検討の視点と方向性は具体的で実現性の高い提案で	どちらともいえない	曖昧な事例が示され、やや明確でない事業プランで、検討の視点と方向性の一部は具体性や実現性に	事例が示されず、明確でない事業プランで、検討の視点と方向性は具体性や実現性に欠ける提案である

	<p>マネジメントシステムの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者からの意見聴取を含む策定の進め方 ・博覧会閉会までを見据えたマネジメントシステムの運用方法（詳細工程含む） ・マネジメントシステムの構築に関し、基準等に適合させていく上で生じると考えられる課題と、課題解決に向けた検討の視点や調整の進め方 	意工夫された提案である	ある		欠ける提案である	
	<p>本博覧会における調達基準の策定に向けた支援内容について、次の内容を含めて、想定される事例を交えながら具体的な提案がされているか。特に、展示する植物の調達基準については、技術的・法的な課題等を明確にした提案がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIPHの要求事項を満たすための考え方 ・有識者からの意見聴取を含む策定の進め方 ・博覧会事業の関係者（調達先となる事業者を含む）が策定された基準に適合していく上で生じると考えられる課題と、課題解決に向けた検討の視点や調整の進め方 	<p>技術的、法的な課題等が明確にされ、課題解決に向けた検討の進め方、手法が具体的で実現性が高い、かつ創意工夫された提案である</p>	<p>技術的、法的な課題等が一定程度明確にされ、課題解決に向けた検討の進め方、手法が具体的で実現性の高い提案である</p>	<p>どちらもいえない</p>	<p>技術的、法的な課題等が明確でなく、課題解決に向けた検討の進め方、手法の一部は具体性や実現性に欠ける提案である</p>	<p>技術的、法的な課題等が示されず、課題解決に向けた検討の進め方、手法が具体性や実現性に欠ける提案がある</p>
ヒアリング	理解力や専門技術力があるか	特に優れている	優れている	どちらもいえない	あまり妥当ではない	妥当ではない
	取り組み意欲が感じられるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらもいえない	あまり意欲が認められない	意欲が認められない